

大分県福祉避難所サポーター 登録・派遣制度の概要

1. 福祉避難所サポーターとは

- 災害発生時に、一般の避難所での避難が困難な高齢者や障がい者等（要配慮者）の2次避難先として、市町村は福祉避難所（入所・通所の介護施設等を指定）や福祉避スペース（避難所内に設置）を開設します。
- 福祉避難所では、原則として当該施設のスタッフが配慮者の支援を行いますが、大規模災害時には、避難の長期化やスタッフの被災等で、マンパワー不足が懸念されます。
- そうした場合に、被災地以外の市町村の介護事業所や介護職の方に、福祉避難所運営の応援をお願いしたいと考えており、ご協力いただける事業所や個人に、「福祉避難所サポーター」として、予めご登録いただきたいと思います。
- 登録いただいたサポーターには、市町村から直接、派遣（活動）の要請が行われます。（サポーターには活動期間に応じて賃金と交通費が要請市町村から支給されます。）

2. 登録の流れ

【登録要件】

介護職の実務経験がある下記の方（が属する事業所）

- 介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級）修了者
- 実務者研修（介護職員基礎研修・ホームヘルパー1級）修了者
- 介護福祉士

【登録区分】

- 事業所サポーター・・・介護事業所単位で登録
- 個人サポーター・・・事業所に属さない個人が登録

登録申請（事業所又は個人）

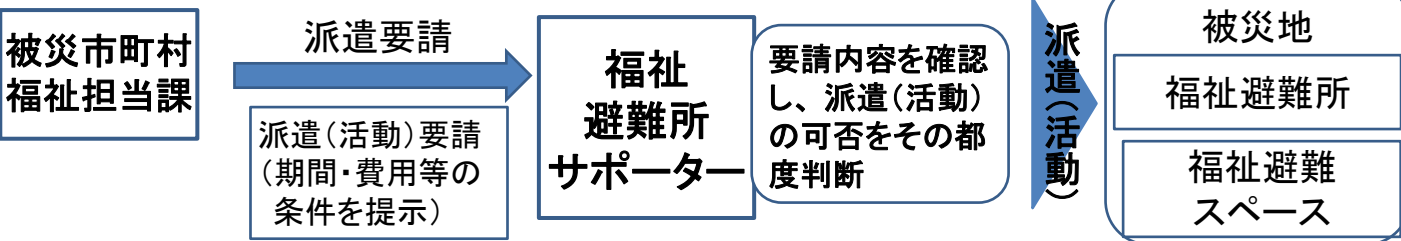
申請内容の確認（県社協）

登録証の交付

登録サポーター名簿作成
（市町村担当課への名簿提供）

3. 福祉避難所サポーター派遣の仕組みと活動内容

大規模災害（地震や豪雨等）の発生



活動内容

- ① 要配慮者や介助者に対する相談対応
- ② 介助が必要な要配慮者に対する支援
- ③ 福祉避難所等の管理・運営の補助

福祉避難所や福祉避スペースのスタッフと一緒に要配慮者の避難生活を支援